

(意見書案第 13 号)

平成 30 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めている。また、総務省の「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者 86 万人（雇用労働者の 39.4%）のうち、35 万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にある。

こうした中、平成 22 年、政府、労働界、経済界の代表者等で作る「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との合意がなされ、こうした背景を踏まえ、北海道地方最低賃金審議会においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意に配慮している旨を 3 年連続で答申している。

また、地域の経済・企業・雇用動向等の影響を勘案しつつも、最低賃金制度が道内労働者の有効なセーフティネットとして十分に機能するよう、事業所に対する指導監査の強化及び最低賃金制度の履行の確保は極めて重要な課題となっている。

よって国においては、平成 30 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 最低賃金については、経済財政運営と改革の基本方針 2017、未来投資戦略 2017 及びニッポン一億総活躍プランにおいても引き上げを目指していることから、景気状況に配慮しつつ北海道地方最低賃金審議会の審議を尽くすとともに、デフレ脱却と経済の好循環の実現を図るため、本来あるべき水準への最低賃金の引き上げについて、政労使一体となった取り組みを進めること。
- 2 道内事業所に対する指導監督を強化するなどし、最低賃金制度の確実な履行を図ること。
- 3 最低賃金の引き上げに際し、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする対策を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 22 日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
北海道労働局長

} 宛